

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会車両管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が所有する車両の集中管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 自動車及び原動機付自転車をいう。
- (2) 社協車 社協が所有している車両で、総務課において集中管理の対象とするものをいう。
- (3) 特別車 福祉課在宅福祉係において所管する車両で、主に社協が行う福祉有償運送事業に使用し、車イスの乗降装置を装備した車両をいう。

(車両の格納)

第3条 車両は、使用しないときは、所定の場所に格納しなければならない。

(安全運転管理者等)

第4条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第74条の2第1項に規定する安全運転管理者は、総務課長をもって充てる。ただし、総務課長が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「令」という。)第9条の9第1項に規定する安全運転管理者の要件を有しないときは、会長が命ずる者をもって充てる。

- 2 法第74条の2第4項に規定する副安全運転管理者については、令第9条の9第2項の要件を有する者の中から会長が命ずる者をもって充てる。
- 3 安全運転管理者は、車両の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。)を行うものとする。
- 4 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助し、車両の安全な運転の確保に努めるものとする。

(車両管理者)

第5条 車両管理者は、安全運転管理者が指名する者をもって充てる。

- 2 車両管理者は、車両を管理し、その使用、保全、修理、整備及び燃料消費の状況について常に把握しておかなければならない。
- 3 前項の規定に規定する車両の修理は、事前に車両管理者の承認を受けて実施しなければならない。ただし、突発の事故等により事前に修理の承認を受けるとまがないときは、この限りではない。

4 前項ただし書の規定による処理については、事後速やかに承認を受けなければならない。

(車両の点検)

第6条 運転者は、第2条に規定する車両を運行する場合は、次の各号に定めるところにより実施する。

(1) 社協車 運転者は、1日1回その運行の開始前において社協車運転日誌(様式第1号)の運行前点検基準に基づき、当該車両を点検しなければならない。

(2) 特別車 運転者は、1日1回その運行の開始前において特別車運転日誌(様式第2号)の運行前点検基準に基づき、当該車両を点検しなければならない。

(使用の原則)

第7条 車両は、業務執行のため必要がある場合において、車両管理者の承認を受けて使用するものとする。

(使用時間)

第8条 車両は勤務時間に限り使用することができる。

(使用時間の延長及び行先の変更)

第9条 車両の使用者は、使用承認があった時間を超え、又は行先を変更して車両を使用してはならない。ただし、やむを得ない事由により時間を超え、又は行先を変更しようとするときは、できるだけ事前に車両管理者に連絡し、その承認を受けなければならない。

(運転者の限定)

第10条 第2条第1項第3号の規定に規定する特別車を、福祉有償運送事業の業務として運行する運転者は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会福祉有償運送事業実施規程(平成18年7月1日施行)第10条の規定に規定する者に限り運転を許可する。

(運転者の服務心得)

第11条 運転者は、運行に当たり関係法令に従い常に安全な運転を行うとともに、次に掲げる各号の運転をしてはならない。

(1) 飲酒運転

(2) 過労運転

(3) 速度違反運転

(4) シートベルト不着用

(5) その他、法が禁止している事項に該当する運転

(事故報告)

第12条 運転者は、事故が発生したときは、直ちに事故報告書(様式第3号)を車両管理者に提出しなければならない。

(車両管理簿)

第13条 車両管理者は、車両管理簿を備え、所要の事項を記載しなければならない。

(自動車保険の加入)

第14条 第2条に規定する車両に対し、自動車損害賠償責任保険または、自動車損害賠償責任共済の契約を締結するほか、次の各号に掲げる自動車任意保険にも加入するものとする。

- (1) 対人賠償……………無制限
- (2) 搭乗者傷害……………1,000万円
- (3) 対物賠償……………2,000万円
- (4) 無保険者傷害……………無制限
- (5) 車両保険

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、社協所有車両の管理に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。